

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年12月14日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500217 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500089 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所 (現在は B 事業所) における請求期間の標準賞与額については、請求期間①を 6 万 1,000 円、請求期間②を 26 万 8,000 円、請求期間③を 15 万 4,000 円、請求期間④を 6 万 7,000 円、請求期間⑤を 14 万 3,000 円、請求期間⑥を 24 万 5,000 円、請求期間⑦を 16 万 3,000 円、及び請求期間⑧を 17 万 4,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑧までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 15 日  
② 平成 16 年 12 月 10 日  
③ 平成 17 年 7 月 15 日  
④ 平成 17 年 12 月 10 日  
⑤ 平成 18 年 7 月 15 日  
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日  
⑦ 平成 19 年 7 月 15 日  
⑧ 平成 19 年 12 月 10 日

私は、A 事業所に勤務し、同事業所から請求期間①から⑧において賞与が支給され、その賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険給付の対象とならない記録とされている。

請求期間に係る厚生年金保険の記録を保険給付の対象となる標準賞与額の記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

B 事業所は、請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 27 日付けで当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届 (以下「賞与支払届」という。) を年金事務所に対し提出した旨回答しており、オンライン記録によると、当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

しかしながら、請求者に係る年金事務所が保管する前述の賞与支払届に添付された賞与支給台帳及び B 事業所が提出した請求者の賞与支給額及び保険料控除額に係る資料によると、A 事業所から請求者に対し、請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により、当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の賞与支給台帳等により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、請求期間①を6万1,000円、請求期間②を26万8,000円、請求期間③を15万4,000円、請求期間④を6万7,000円、請求期間⑤を14万3,000円、請求期間⑥を24万5,000円、請求期間⑦を16万3,000円、及び請求期間⑧を17万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、前述のとおり、請求期間に係る賞与支払届を当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500227 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500049 号

## 第 1 結論

平成 18 年 7 月から平成 19 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 7 月から平成 19 年 6 月まで

私は、昭和 58 年 4 月から国民年金に加入しており、平成 18 年 7 月から平成 19 年 7 月末までの期間に A 社会保険事務所 (当時) に行き、請求期間に係る私と夫の二人分の国民年金保険料の免除申請手続を行った。請求期間について、夫の年金記録は免除期間となっているが、私の記録は未納期間となっているので、国民年金保険料の免除期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、平成 18 年に A 社会保険事務所において、夫婦二人分の請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行ったと主張しているところ、請求者の夫については、請求期間が保険料全額免除期間と記録されていることが確認できる。

また、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請が可能な期間は、平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日までであるところ、オンライン記録によると、請求者の夫については、平成 19 年 3 月 14 日に免除申請が行われていることが確認できる。

しかしながら、日本年金機構が保管する請求者に係る国民年金被保険者関係届出 (申出) 書によれば、請求者は平成 19 年 11 月 22 日付けで昭和 58 年 4 月 28 日に遡及して国民年金の被保険者資格を新規に取得する届出を行っており、この時点まで国民年金に未加入であった状況がうかがえることから、請求者の夫の申請日時点において、請求者が夫婦二人分の請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことができない。

また、日本年金機構は、請求期間当時の国民年金保険料免除申請書を全て保管しており、請求者の夫に係る同申請書は確認できるが、請求者に係る同申請書は確認できない旨回答している。

さらに、請求者が、請求期間について国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500216 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500050 号

## 第 1 結論

昭和 43 年 4 月から昭和 44 年 3 月までの請求期間及び昭和 51 年 10 月から昭和 61 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から昭和 44 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 10 月から昭和 61 年 4 月まで

私は、20 歳になった昭和 41 年 9 月頃に A 市 B 支所において、自身で国民年金の加入手続きを行い、当初の 1 年間ほどは、同支所において、自身で国民年金保険料を納付した。請求期間①及び②に係る国民年金保険料については、養父（昭和 61 年死亡）が同支所で納付してくれていたはずだ。

また、養父が母に対して、娘が払わないから、俺が払わされている旨の愚痴を言っていたことをはっきり記憶しており、請求期間が未納とされているのは納得できないので、請求期間の国民年金の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたとする請求者の養父は他界しており、養父が請求者の母親に当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを話していたことを自身が記憶している旨陳述しているが、その母親は高齢のため、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況について具体的な陳述を得ることができない上、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、具体的な納付状況が不明である。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿において、請求期間①は未納期間となっていることが確認できる上、A 市において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、請求期間②については、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者が昭和 48 年 12 月 26 日付けで C 県 D 市に転出した記録が確認できる上、請求者に係る C 県 D 市の年度別納付状況リストにおいて、当該期間は未納と記録されていることが確認できる。

また、請求期間②は約 9 年と長期間であり、行政機関がこれだけの長期間にわたる事務処理を続けて誤るとは考え難い上、A 市において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

加えて、請求者の養父が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500207 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500051 号

## 第 1 結論

平成 3 年 2 月から平成 10 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 2 月から平成 10 年 8 月まで

私宛てに納付書が届いたので妻と長男と私の国民年金保険料の免除申請手続のために平成 3 年 2 月 27 日に A 市役所へ行ったところ、年金の手続をする係の職員が中学校時代の同級生の女性で、その同級生は、印鑑を預けておきなさい、そうすれば免除申請の手続をしてあげると話したので、印鑑を預けて毎年の免除申請手続を依頼した。妻は免除申請が毎年行われているので、私の免除申請も行われているはずだ。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、A 市役所に出向いたのは平成 3 年 2 月 27 日の一度のみで、印鑑を同市担当者に預け、書類は何も記入していないので担当職員に聞いて欲しい旨陳述している上、請求者の妻も同市役所の窓口に出向いたことは全くないと陳述しており、請求者及び妻に聴取しても請求期間に係る国民年金の届出について関与していないことから具体的な状況が不明である。

また、A 市が提出した国民年金適用対象者カードによると、請求者に対し昭和 58 年 11 月 28 日、昭和 59 年 11 月 30 日、昭和 60 年 11 月 30 日及び昭和 61 年 7 月 4 日にハガキによる加入案内を送付していることが確認できる上、同市は、平成 5 年から平成 10 年までの国民年金被保険者適用漏れ対象者の名簿に請求者の氏名が記載されており、平成 10 年 6 月に請求者に対して適用勧奨を行ったが請求者から申出はなかった事跡が残っており、請求者は国民年金に加入しておらず、納付書を作成することはなく、また、請求期間当時の年金担当職員に確認したところ、免除は本人からの申請なので、職員が印鑑を預り、手続を行うことはないとのことであった旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求期間は未加入期間と記録されており、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を確認したところ、請求者に対して基礎年金番号の払い出し以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500212 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500052 号

## 第 1 結論

昭和 36 年 5 月から昭和 39 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 5 月から昭和 39 年 1 月まで

平成 25 年 9 月か同年 10 月に、日本年金機構から青い封筒に入った書類が届いた。書類の名称は「ねんきん宅急便」で、昭和 36 年 5 月から昭和 39 年 1 月までの間に「×」の記載が並んでいたと記憶しているが紛失してしまった。この書類を見た瞬間、50 年以上前に「お前も二十歳になったのだから、国民年金ぐらい入っておこうか。」と話していた父の声が聞こえた。父母が亡くなるまでの間に私の国民年金に関する話等を聞いたことはなかったが、私が二十歳になった時に父又は母が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求者の父親又は母親が請求者の国民年金の加入手続を行っていたと主張しており、請求者は国民年金の加入手続に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても、国民年金の加入手続についての具体的な状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求期間は未加入期間と記録されており、請求者の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 50 年 9 月に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムを確認したところ、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする請求者の両親は、既に他界しその証言を得ることができず、請求者の請求期間の国民年金加入手続及び保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

加えて、請求者の両親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500219 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500088 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 事業所 (現在は C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から昭和 19 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 15 年に親族の紹介で D 社 B 事業所 (適用事業所名称は A 社 B 事業所) に入社し、昭和 19 年まで E 職として勤務した。請求期間において、厚生年金保険の加入であったか、F 共済組合加入であったかは定かではないが、退職時に脱退一時金を受給した記憶はない。

勤務期間当時の G 手帳、健康保険被保険者証及び H 手帳により勤務していたことは確認できるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

C 社が提出した D 社 B 事業所の G 台帳によると、請求者が請求期間を含む昭和 15 年 6 月 20 日から昭和 21 年 6 月 27 日までの期間において、B 事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、C 社は、請求者は請求期間において F 共済組合に加入していたので厚生年金保険の届出を行っておらず、給与から厚生年金保険料は控除していない旨の回答をしている。

また、F 共済組合は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法が施行される昭和 17 年 6 月より前に入社した従業員については、例外なく共済組合に加入し、昭和 17 年 6 月以降も同法の適用除外とされており、引き続き共済組合に加入していた。その後、昭和 23 年 8 月に厚生年金保険法が改正されたことに伴い、その時点で在籍している共済組合員で一定要件を満たした者については、昭和 17 年 6 月に遡って厚生年金保険被保険者の資格を取得させたが、請求者については、在籍期間からすると、共済組合員であったと考えられる旨の回答をしている。

さらに、日本年金機構が保管する厚生年金保険被保険者に係る B 事業所氏名索引簿を確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

加えて、請求者が氏名を記憶する上司及び同僚 18 人については、いずれも連絡先が不明であり、請求者の厚生年金保険の加入に関する陳述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間においては F 共済組合の組合員であったと考えられ、厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 九州(受)第1500214号  
厚生局事案番号 : 九州(脱)第1500005号

## 第1 結論

昭和30年10月17日から昭和40年4月11日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年10月17日から昭和40年4月11日まで

私がA社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給された記録となっている。しかしながら、私は脱退手当金の請求手続きをしておらず、もらった記憶もないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の請求者が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和40年4月11日の前後2年以内に資格喪失し、その時点で脱退手当金の受給資格を満たす者(資格喪失後4か月以内に再取得した4人を除く。)18人について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、16人に脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、A社は、脱退手当金の請求書類の作成を行っていた旨回答している上、前述の同社を退職後に脱退手当金の支給記録がある複数の同僚は、「退職するときに脱退手当金を受給することは普通のことだった。」と陳述していることなどから判断すると、請求者が同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した当時、同社においては、退職時に脱退手当金の手続をすることが一般的であったと考えられる。

さらに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年7月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。